

JIS

水配管接合部用ゴム

JIS K 6353 : 2023

(JRMA/JSA)

令和 5 年 10 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	千葉 光 一	関西学院大学
(委員)	阿部 明 美	一般社団法人日本ゴム工業会
	上野 博 子	一般財団法人化学物質評価研究機構
	上野 祐 子	中央大学
	大野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	小川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	栢 英 則	日本プラスチック工業連盟
	下鍋 達 也	公益社団法人自動車技術会
	永田 淳	一般社団法人日本分析機器工業会
	野中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	花村 美 保	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	林 英 男	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	三浦 安 史	石油連盟
	山崎 初 美	主婦連合会
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 28.3.28 改正：令和 5.10.20

官 報 掲 載 日：令和 5.10.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本ゴム工業会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3408-7101)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 千葉 光一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	2
5 品質	2
6 形状及び寸法	5
7 材料及び加工方法	5
8 試験方法	5
8.1 物性試験	5
8.2 浸出試験	8
9 刻印及び表示	8
10 ゴム製品保管指針	9
附属書 A (規定) 加硫接着強度	10
附属書 B (参考) ゴム製品保管指針	11
附属書 JA (規定) 水配管接合部用ゴムの浸出試験方法	12
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	14
解 説	17

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本ゴム工業会（JRMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS K 6353:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 6 年 10 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS K 6353:2011** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

水配管接合部用ゴム

Rubber seals—

Joint parts for water supply, drainage and sewerage pipelines

序文

この規格は、2015年に第4版として発行されたISO 4633を基とし、我が国の実情に合わせるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格であるが、対応国際規格には規定されていない物性試験の一部及び浸出性を日本産業規格として追加している。追加した浸出性について上水道の水道施設に使用するゴムには、関係法令に基準が定められている。

なお、この規格で、**附属書 JA** は、対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。ただし、この規格は、**図 JB.1** に示すとおり、対応国際規格の簡条構成を変更しているが、簡条構成の変更に関する箇所に対しては、側線又は点線下線は示していない。

1 適用範囲

この規格は、水配管用の管、継手及びバルブに使用する水配管接合部用ゴム（以下、ゴムという。）について規定する。水配管用には、水道水、下水、工業用水及び農業用水を含む。ただし、加熱した水〔給水用ゴム（飲料水用）は50℃を超え、その他のゴムについては、連続的な流水に用いる場合は45℃を超え、断続的な流水の場合は95℃を超えて加熱した水〕を通水する水配管に使用するゴムは除く。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4633:2015, Rubber seals—Joint rings for water supply, drainage and sewerage pipelines—Specification for materials (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 6200 ゴム—用語

JIS K 6250 ゴム—物理試験方法通則

JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方

JIS K 6253-2 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—硬さの求め方—第2部：国際ゴム硬さ（10 IRHD～100 IRHD）